

令和8年4月21日

市内でノロウイルスによる食中毒が発生しました

本日、長野市保健所は、市内の飲食店を食中毒の原因施設と断定し、この施設の営業者に対し令和8年4月21日（火）から23日（木）までの3日間、営業停止を命じました。

患者は、この施設が調理、提供した食事を喫食した15名で、現在は全員回復に向かっています。

【事件の探知】

令和8年4月18日（土）午後4時頃、市内医療機関より「4月16日（木）に長野市内の同じ飲食店を利用した複数名が、4月17日（金）から嘔吐、下痢、発熱を呈している。」旨の通報がありました。

【調査結果概要】

- 発症者に共通する飲食物は、当該施設において提供された食品のみであった。
- 市保健所において発症者15名のうち4名及び従事者9名の検便を実施したところ、発症者4名及び従事者3名の便からノロウイルスGⅡが検出された。
- 発症者の症状はノロウイルスによるものと一致した。
- 患者を診察した医師から、食中毒患者等届出票が提出された。

以上から、当該施設で調理、提供された食事を原因とする食中毒と断定しました。

| | | |
|------|--|-------------------------------------|
| 患者関係 | 発症日時 | 令和8年4月17日（金）午後7時から |
| | 患者の主な症状 | 下痢、嘔吐、発熱、吐き気、腹痛 |
| | 発生場所 | 長野市 |
| | 発症者数及び喫食者数 | 発症者数／喫食者数 15名／74名 (4グループ／22グループ) |
| | 受診医療機関数 | 4か所 5名 |
| 病因物質 | ノロウイルスGⅡ | |
| 原因食品 | 令和8年4月16日（木）に当該施設で提供された食事 | |
| 措置 | 4月21日（火）から4月23日（木）までの3日間の営業停止処分を行った。 (当該施設は令和8年4月20日（月）から営業を自粛) | |

【参考】 長野市における食中毒発生状況（本件含む） (令和8年4月21日現在)

| | | |
|----------------|----|-----|
| 令和8年度発生状況（長野市） | 1件 | 15名 |
| 令和7年度同期（長野市） | 0件 | 0名 |

～ ノロウイルスによる食中毒とは ～

[特 徴]

ノロウイルスというウイルスによって起こる食中毒です。

ノロウイルスによる食中毒は、主に①ノロウイルスに感染した者等を介してウイルスに汚染された食品や、②ノロウイルスが蓄積した二枚貝を生や加熱不足で食べることによって起こります。

このウイルスの感染力は非常に強く、食品を介さず、感染者の吐物、下痢便から他の人に感染することもあります。

[症 状]

1～2日の潜伏期間を経た後、下痢、嘔吐、吐き気、発熱などを起こします。かぜとよく似た症状がみられる場合もあります。通常は発症してから1～2日で症状は治まりますが、小さなお子さんやお年寄りには脱水症状を起こす可能性がありますので、体調に不安があれば早めに医療機関で受診してください。

[予防方法]

外から帰った時、トイレの後、調理の前、食事の前には、石けんで十分に手を洗いましょう。

ノロウイルスに汚染されるおそれのある食材は、中心部まで十分に加熱しましょう。

まな板、包丁、ふきんなどはよく洗い、熱湯や漂白剤で殺菌して使いましょう。

発症者の嘔吐物などを処理する時は、使い捨ての手袋を使って片付けた後、塩素剤で消毒を行い、汚染が広がらないよう十分に注意しましょう。

下痢、嘔吐、腹痛、発熱などの症状がある時は、調理作業に従事しないようにしましょう。

保健福祉部長野市保健所食品生活衛生課

(課長) 小林 徹也

(担当) 笠原 美絵

TEL : 026-226-9970

FAX : 026-226-9981

E-mail : h-seikatu@city.nagano.lg.jp